

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用除外)

第8条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の規定は、研究業務に従事する職員には適用しない。  
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 熊本県知事等の給与の特例に関する条例(平成12年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第5条中「特定任期付職員」の次に「、熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条第1項に規定する第1号任期付研究員」を加え、「並びに任期付職員条例第4条第1項、第2項及び第3項」を「、任期付職員条例第4条第1項、第2項及び第3項並びに任期付研究員条例第5条第1項、第3項及び第4項」に改める。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第3号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条中「1年6月」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第4号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第20条の3」を「第20条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第5号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1号事務の欄中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)を「鳥獣の保護及び狩猟に適正化に関する法律(平成14年法律第86号)に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に改め、同欄(1)中「第12条第11項」を「第9条第1項」に改め、同欄(2)中「第12条第2項」を「第9条第7項」に改め、「及び従事者証((1)の許可に係るものに限る。以下同じ。)」を削り、同欄(7)から(9)までを削り、同欄(6)中「第31条第2項及び第32条第2項」を「第7条第1項及び第13項」に改め、同欄(6)を同欄(9)とし、同欄(5)中「第31条第1項及び第32条第1項」を「第7条第10項及び第12項」に改め、同欄(5)を同欄(8)とし、同欄(4)を削り、同欄(3)中「第19条ノ2」を「第75条第3項」に改め、同欄(3)を同欄(7)とし、同欄(2)の次に次のように加える。

(3) 法第9条第8項の規定による従事者証((1)の許可に係るものに限る。以下同じ。)の交付に関する事務

(4) 法第9条第9項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関する事務

(5) 法第9条第11項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関する事務

(6) 法第75条第1項の規定による報告の徴収((1)の許可に係るものに限る。)

に関する事務

別表第4号事務の欄中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、同表第9号事務の欄(1)中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、同表第10号事務の欄中「第31条の2第2項第10号ハ及び第11号二」を「第31条の2第2項第11号ハ及び第12号二」